

渋川地区広域市町村圏振興整備組合における女性職員の活躍の推進に  
関する特定事業主行動計画

平成28年4月1日

渋川地区広域市町村圏振興整備組合管理者  
渋川広域消防本部消防長

渋川地区広域市町村圏振興整備組合（以下「本組合」という。）における女性職員の活躍の推進に関する特定事業主行動計画（以下「本計画」という。）は、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成27年法律第64号。以下「法」という。）第15条に基づき、本組合管理者、渋川広域消防本部消防長が策定する特定事業主行動計画である。

1 計画期間

本計画の期間は、平成28年4月1日から平成33年3月31日までの5年間とする。

2 女性職員の活躍の推進に向けた体制整備等

本組合では、組織全体で継続的に女性職員の活躍を推進するため、本組合における女性職員の活躍の推進に関する特定事業主行動計画策定委員会を設置し、本計画の策定・変更、本計画に基づく取組の実施状況・数値目標の達成状況の点検・評価等について協議を行うこととしている。

3 女性職員活躍の推進に向けた数値目標

法第15条第3項及び女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく特定事業主行動計画の策定等に係る内閣府令（平成27年内閣府令第61号。以下「内閣府令」という。）第2条に基づき、事務局、消防本部において、それぞれの女性職員の職業生活における活躍に関する状況を把握し、改善すべき事情について分析を行った。当該課題分析の結果、女性職員の活躍を推進するため、次のとおり目標を設定する。

なお、この目標は、上記の状況把握及び分析を行った結果を受け、改善すべきと考えられるものについて掲げた。

(1) 管理的地位にある職員に占める女性職員の割合

数値目標：本組合職員の管理的地位にある職員に占める女性職員の割合について、本計画の計画期間（平成28年度から平成32年度）の平均値で2%以上とする。

(2) 男性職員の育児休業取得率

数値目標：平成32年度までに、制度が利用可能な男性職員の育児休業取得率について13%以上とする。

4 女性職員の活躍の推進に向けた目標を達成するための取組

前項で掲げた数値目標の達成に向け、次に掲げる取組を実施する。

取組内容

(1) 管理的地位にある職員に占める女性職員の割合の増加

新規採用職員研修や一般職員研修、管理職研修において、女性登用の必要性についての意識向上や女性の人材育成を図る。

(2) 男性職員の育児休業取得率の増加

育児休業取得可能な男性職員及びその上司のみならず全職員に対し、制度そのものの周知及び取得に対する理解を深め、育児休業の取得を促進する。